

相続等に係る権利義務等および未成年に係る死者の情報提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定による保有個人情報の開示請求の対象とならない情報のうち、被相続人である死者から相続した権利義務等に関する情報および死亡時に未成年であった自分の子に関する情報提供の求めがあった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供する情報の範囲)

第2条 この要領により情報を提供することができる死者の情報は、次のとおりとする。

- (1) 被相続人である死者から相続した権利義務のうち、財産に関する情報
- (2) 被相続人である死者から相続した権利義務のうち、不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- (3) 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権、遺贈等）に関する情報
- (4) 死亡時に未成年であった自分の子に関する情報

(情報提供の手続)

第3条 この要領により死者の情報提供を申し出る者（以下「申出者」という。）は、当該対象情報を保有する実施機関（函館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年函館市条例第36号）第2条第2項第1号に規定する実施機関および議会をいう。以下同じ。）に対し、情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を提出する。

2 申出者は、申出の際に申出に係る本人であることを確認できる書類（次項において「本人確認書類」という。）を提出し、または提示しなければならない。

3 前項に規定する本人確認書類は、個人情報の保護に関する法律施行

令（平成15年政令第507号）第22条の規定の例による。

4 申出者は、情報提供の申出内容に応じ、次に掲げる書類を提出し、または提示しなければならない。

(1) 被相続人である死者から相続した財産に関する情報についての提供の申出の場合

ア 申出内容が当該相続財産に係るものであることを示す書類（当該申出内容の情報の提供を必要とする理由書）

イ 死者の財産が申出者に帰属していることを確認できる次のいずれかの書類

(ア) 不動産登記簿、契約書など当該財産が申出者または被相続人に帰属することを証明する書類

(イ) 遺言書

(ウ) 遺産分割協議書

(エ) その他申出者が相続した財産であることを証明する書類

ウ 申出者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類

(ア) 被相続人である死者および申出者の戸籍謄本

(イ) その他申出者が相続人であることを証明する書類

(2) 被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての提供の申出の場合

ア 申出内容が当該損害賠償請求権等に係るものであることを示す書類（当該申出内容の情報の提供を必要とする理由書）

イ 死者が損害賠償請求権等を取得していたことを確認できる次のいずれかの書類

(ア) 示談書

(イ) 和解書

(ウ) 裁判所の確定判決書

(エ) その他死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類

ウ 申出者が損害賠償請求権等を相続したことを確認できる次のいずれかの書類

- (ア) 遺言書
 - (イ) 遺産分割協議書
 - (ウ) 申出者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する裁判所の確定判決書
 - (エ) その他申出者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類
- エ 申出者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 被相続人である死者および申出者の戸籍謄本
 - (イ) その他申出者が相続人であることを証明する書類
- (3) 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務（近親者固有の慰謝料請求権，遺贈等）に関する情報についての提供の申出の場合
- ア 申出内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類（当該申出内容の情報の提供を必要とする理由書）
- イ 申出者が当該権利義務を取得したことを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 示談書
 - (イ) 和解書
 - (ウ) 裁判所の確定判決書
 - (エ) （遺贈の場合）申出者が取得した権利義務であることを証明する遺言書
 - (オ) その他申出者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
- (4) 死亡時に未成年であった自分の子に関する情報についての提供の申出の場合
- 申出者が未成年で死亡した子の親権者であったことを確認できる次のいずれかの書類
- (ア) 戸籍謄本
 - (イ) その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類
- 5 第1項の申出者が直接申し出ることができない特段の事情があると

認められる場合については、委任を受けた代理人が申出者に代わって申し出ることができる。

(情報提供の決定)

第4条 実施機関は、申出者が提供を求める情報の全部または一部を提供するときは、その旨の決定をし、申出者に対し、情報提供決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 実施機関は、申出者が提供を求める情報の全部を提供しないときは、情報提供しない旨の決定をし、申出者に対し、情報非提供決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(情報提供しない場合)

第5条 実施機関は、申出者が提供を求める情報に、提供することが不適切な情報が含まれている場合は、当該情報について提供しないこととする。

2 前項に規定する提供することが不適切な情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条の規定の例による。

(情報提供の方法)

第6条 情報提供は、当該情報の閲覧または写しの交付により行う。

(情報提供に係る事務の執行)

第7条 情報提供に係る申出書の受付その他の事務は、総務部文書法制課において行う。

(費用の負担)

第8条 情報提供に係る情報が記録されている文書または図画の写しを交付する場合における当該写しの作成および送付に要する費用は、申出者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、死者の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

情報提供申出書

年 月 日

函館市長 様

郵便番号
住 所
申出者 氏 名
電話番号

相続等に係る権利義務等および未成年に係る死者の情報提供に関する要領第3条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

| | | | |
|----------------------------|--|---------|--|
| 申出に係る情報の対象者（死者） | ふりがな 氏 名 | | |
| | 生年月日 | | |
| 申出に係る情報の内容 | | | |
| 申 出 の 理 由 | | | |
| 提供の区分（該当する□内にレ印を記入してください。） | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 | | |
| 代理人が請求する場合における申出者の状況等 | 申出者の情報 | 郵便番号・住所 | |
| | | 氏 名 | |
| | | 電 話 番 号 | |
| 申出者との関係 | <input type="checkbox"/> 法定代理人 （ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 任意代理人 | | |
| ※ 申出者本人の確認方法 | <input type="checkbox"/> 運転免許証（ ） <input type="checkbox"/> 旅券（ ） <input type="checkbox"/> 身分証明書（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |

注1 「申出に係る情報の内容」欄は、提供の申出をしようとする情報が特定できるよう具体的に記入してください。

2 申出者は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、身分証明書等）ならびに情報提供の申出内容に応じ、申出者と死者との関係および申出内容を証明する書類を提出し、または提示してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条第1項関係）

情報提供決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった情報提供申出に対して、次のとおり提供することとしましたので通知します。

| | |
|-------------------|--|
| 提供の区分 | <input type="checkbox"/> 全部提供 <input type="checkbox"/> 一部提供 |
| | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 |
| 申出に係る情報の内容 | |
| 提供する情報の内容 | |
| 提供しない情報の内容およびその理由 | |
| 閲覧・写しの交付の日時および場所 | 年 月 日 時から 時まで (場所) なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。 |
| 問合せ先 | |
| 備考 | |

注 情報の閲覧もしくは写しの交付の際には、この通知書および申出の際に提示した本人であることを証明する書類を提示してください。

様式第3号（第4条第1項関係）

情報非提供決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けであった情報提供申出に対して、次のとおり提供しないこととしましたので通知します。

| | |
|------------------|--|
| 申出に係る情報の 内容 | |
| 提供しないことと する理由 | |
| 問 合 せ 先 | |
| 備 考 | |